

京都市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定

京都生活協同組合、協定参加市民団体（以下、市民団体という。）、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市は、地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動を推進し、次世代の子供たちによりよい地球環境を引き継ぐことを目指し、本協定を締結し、以下の件を協働して取り組みます。

- 1 京都生活協同組合は、京都市内の各店舗において、組合員（市民）に対しお買い物袋等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の有料化を継続することにより、レジ袋の削減を図る活動を推進します。
- 2 京都生活協同組合は、レジ袋の販売代金をリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用します。
- 3 京都生活協同組合は、京都市内の店舗でのお買い物袋の持参率90%以上（平均）を目標とします。
- 4 京都生活協同組合は、レジ袋の削減を図る活動状況及び目標数値について、定期的に京都市レジ袋有料化推進懇談会に報告するとともに公表します。
- 5 市民団体は、マイバック等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけ、運動を拡大します。また、京都生活協同組合の京都市内の各店舗におけるレジ袋の削減を図る活動を積極的に支援します。
- 6 京都市レジ袋有料化推進懇談会は、京都生活協同組合と協力して京都市内の各店舗におけるレジ袋の削減を図る活動を支援するとともに、その効果を調査し、これを評価・公表することを通して、本活動の更なる拡大を目指します。
- 7 京都市は、「京都市地球温暖化対策条例」、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」の趣旨に基づき、京都生活協同組合の京都市内の各店舗におけるレジ袋の削減を図る活動について効果的なPRを行うことによって支援します。
- 8 本協定の有効期限は本協定締結日より、「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」の中間目標である平成23年3月31日までとします。
- 9 本協定は自由に締結参加、脱退することができます。
- 10 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき、または、この協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、定めるものとする。

平成19年1月10日

京都生活協同組合

専務理事 門脇 馨

市民団体

京都市ごみ減量推進会議

会長 高月 純

京のアジェンダ21フォーラム

代表 内藤 正明

京都市地域女性連合会

会長 西脇 悦子

特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
(京都消団連)

理事長 岸 隆

特定非営利活動法人環境市民

代表 坂本 邦生

京都市生活学校連絡会

会長 中島 和子

白川源流と疎水を美しくする会

会長 村松 光男

ふろしき研究会

代表 森田 知都子

京都市レジ袋有料化推進懇談会

座長 那 惠 孝

京都市

市長 林 有 雄